

○浅麓環境施設組合施設改良基金の設置、管理及び処分に関する条例

昭和58年8月25日

条例第3号

改正 平成元年3月8日条例第5号

平成18年8月28日条例第3号

平成21年9月1日条例第1号

(設置)

第1条 浅麓汚泥再生処理センターの施設改良のため、施設改良基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、毎年度歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、浅麓環境施設組合会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月8日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月28日条例第3号抄）

(施行月日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年9月1日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。